

議第 1 9 4 号

呉市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
呉市企業立地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市企業立地条例の一部を改正する条例

呉市企業立地条例（昭和 5 6 年呉市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）工場等新增設事業（新規雇用型） 規則で定める業種の事業者が，市内において 1，0 0 0 平方メートル以上の工場，事務所，流通施設等（以下「工場等」という。）の新設又は増設をし，かつ，新規雇用従業者（新たに常時雇用する従業者で市内に住所を有する者又は既に常時雇用している従業者で市外から市内に転入する者をいう。第 3 号及び第 4 号において同じ。）を中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）に規定する中小企業者（<u>次号</u>，第 4 号及び第 6 号において「中小企業者」という。）にあつては 5 人以上，その他の者にあつては 1 0 人以上雇用することとなるものをいう。 （2）工場等新增設事業（雇用維持型） <u>次のいずれかに該当するものをいう。</u>	（定義） 第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）工場等新增設事業（新規雇用型） 規則で定める業種の事業者が，市内において 1，0 0 0 平方メートル以上の工場，事務所，流通施設等（以下「工場等」という。）の新設又は増設（<u>以下「新增設」という。</u>）をし，かつ，新規雇用従業者（新たに常時雇用する従業者で市内に住所を有する者又は既に常時雇用している従業者で市外から市内に転入する者をいう。第 3 号及び第 4 号において同じ。）を中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）に規定する中小企業者（第 4 号及び第 6 号において「中小企業者」という。）にあつては 5 人以上，その他の者にあつては 1 0 人以上雇用することとなるものをいう。 （2）工場等新增設事業（雇用維持型） <u>規則で定める業種の事業者（市内において現に自ら工場等を操業している者に限る。）が，市内において 1，0 0 0 平方メートル以上の工場等の新增設をし，かつ，工場等の新增設後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該新增設前の市内における雇用従業者の人数以上となるものをいう。</u>

ア 規則で定める業種の事業者（市内において現に自ら工場等を操業している者に限る。）が，市内の公的団地内の土地において1，000平方メートル以上の工場等の新設又は増設（以下「新增設」という。）をし，かつ，工場等の新增設後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該新增設前の市内における雇用従業者の人数以上となるもの

イ 規則で定める業種の事業者（市内において現に自ら工場等を操業している中小企業者に限る。）が，都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域内の土地において1，000平方メートル以上の工場等の新增設をし，かつ，工場等の新增設後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該新增設前の市内における雇用従業者の人数以上となるもの

- (3) ソフトウェア業等誘致促進事業 規則で定める業種の事業者が，市内において事務所等の新設又は増設をし，かつ，新規雇用従業者を3人以上雇用することとなるものをいう。
- (4) 本社機能移転等促進事業 規則で定める業種の事業者が，東京都特別区内に存する本社機能等（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号に規定する特定業務施設に該当する施設の機能をいう。以下同じ。）を市内へ移転し，又は工場等において本社機能等の拡充をする事業であつて，新規雇用従業者を中小企業者にあつては二人以上，その他の者にあつては5人以上雇用することとなるものをいう。

(3) ソフトウェア業等誘致促進事業 規則で定める業種の事業者が，市内において事務所等の新增設をし，かつ，新規雇用従業者を3人以上雇用することとなるものをいう。

(4) 本社機能移転等促進事業 規則で定める業種の事業者が，東京都特別区内に存する本社機能等（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号に規定する特定業務施設に該当する施設の機能をいう。以下同じ。）を市内へ移転する事業であつて，新規雇用従業者を中小企業者にあつては二人以上，その他の者にあつては5人以上雇用することとなるものをいう。

(5) 略

(6) 市内企業設備投資促進事業 規則で定める業種の事業者（市内において操業を開始した日から10年が経過している工場等を現に自ら操業している事業者に限る。）が、投下固定資産総額から土地取得代金を控除した額が、中小企業者にあつては1億円以上、その他の者にあつては5億円以上となる工場等の新設、増設又は設備の更新（以下「設備投資」という。）をし、かつ、設備投資後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該設備投資前の市内における雇用従業者の人数以上となるものをいう。

（助成措置）

第3条 市長は、前条各号に規定する事業を行う者のうち、必要と認めた者に対して、予算の範囲内における助成金の交付又は市有地の譲渡若しくは有償貸付けに係る助成措置を講ずることができる。ただし、同条各号に掲げる事業のいずれかに係る助成措置を受ける又は受けている事業者は、その対象たる工場等について、市長が特に認める場合を除き、同条各号に掲げる他の事業に対する助成措置を受けることはできない。

（助成措置の決定の取消し等）

第5条 市長は、前条第2項の規定により助成措置の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、助成金の全部若しくは一部の返還を命じ、又はその他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) ・ (2) 略

(3) 助成措置の決定後生じた事情の変更により、事業を継続することができなくなつたとき。

(5) 略

(6) 市内企業設備投資促進事業 規則で定める業種の事業者（市内において操業を開始した日から10年が経過している工場等を現に自ら操業している事業者に限る。）が、投下固定資産総額から土地取得代金を控除した額が、中小企業者にあつては1億円以上、その他の者にあつては5億円以上となる工場等の新增設又は設備の更新（以下「設備投資」という。）をし、かつ、設備投資後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該設備投資前の市内における雇用従業者の人数以上となるものをいう。

（助成措置）

第3条 市長は、前条各号に規定する事業を行う者のうち、必要と認めた者に対して、予算の範囲内における助成金の交付に係る助成措置を講ずることができる。ただし、同条各号に掲げる事業のいずれかに係る助成措置を受ける又は受けている事業者は、その対象たる工場等について、市長が特に認める場合を除き、同条各号に掲げる他の事業に対する助成措置を受けることはできない。

（助成措置の決定の取消し等）

第5条 市長は、前条第2項の規定により助成措置の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、助成金の全部若しくは一部の返還を命じ、又はその他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) ・ (2) 略

(3) やむを得ない場合を除き、助成措置の決定後生じた事情の変更により、助成金の交付を受けた事業を当該事業の開始の日から10年を経過する日まで（当該事業を休止していた場合は、そ

(4) 略 付 則 1 略 2 この条例は、<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>限り，その効力を失う。 3 略	<u>の期間を除く。）</u>継続することができなくなつたとき。 (4) 略 付 則 1 略 2 この条例は、<u>令和 1 2 年 3 月 3 1 日</u>限り，その効力を失う。 3 略
---	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定（「次号，」を削る部分に限る。）及び同条第 2 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行前に助成措置の決定を受けた者についても適用する。

(提案理由)

呉市企業立地条例の有効期限の延長，助成措置の拡充，助成措置の取消し等の事由の明確化等をするため，この条例案を提出する。